

平成26年9月8日（月）
国土交通省 関東地方整備局
千葉国道事務所

記者発表資料

いちかわ おおはし

交通事故により国道357号市川大橋（千葉方向）が 通行止めとなっています【第1報】

国道357号市川大橋上にて、車両炎上事故が発生したため、以下の区間において通行止めを実施し、事故処理作業を行っています。

【通行止め区間】

国道357号上り（山側、千葉方向）市川大橋

※国道357号上り線の通行ができないため、千鳥町交差点にて7：00より通行止めとなっています。

※現在、警察による事故検証中（死亡事故）です。

※事故検証の終了見込みは、16：00頃予定しています。

※その後、道路の安全が確認され次第、規制解除の予定です。

※規制解除の時間については、追ってお知らせいたします。

通行規制へのご理解・ご協力をお願いいたします。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、
千葉県政記者会、千葉市政記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所
電話 043-287-0311（代表）

副所長 うと ゆうじ 宇都 優二 交通対策課長 たけうち たつりの 竹内 辰典



通行止め区間
国道357号市川大橋
(上り:山側)